

九州大学大学評価委員会規程

令和3年度九大規程第8号
制定：令和3年4月28日
最終改正：令和3年11月11日
(令和3年度九大規程第88号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条第2項の規定に基づき、大学評価委員会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 大学評価委員会は、大学評価及び教員活動評価に関する次の事項について審議する。

- (1) 九州大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら行う点検及び評価の実施並びに内部質保証に関する事項
- (2) 国立大学法人評価に関する事項
- (3) 認証評価に関する事項
- (4) 各学部、各学府、各研究院、基幹教育院、各附置研究所及び情報基盤研究開発センターにおける評価活動に関する事項
- (5) 大学評価に係る報告書の作成及び公表に関する事項
- (6) 教員の教育・研究等活動の評価に関する事項
- (7) 教員活動進捗・報告システムに関する事項
- (8) その他大学評価及び教員活動評価に係る重要事項に関する事項

(組織)

第3条 大学評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
- (2) 人文科学研究院長、比較社会文化研究院長、人間環境学研究院長、法学研究院長、経済学研究院長、言語文化研究院長、基幹教育院長、法務学府長、共創学部部長及び教育学部長のうちから総長が指名する者 1人
- (3) 理学研究院長、数理学研究院長、工学研究院長、芸術工学研究院長、システム情報科学研究院長、総合理工学研究院長、農学研究院長、システム生命科学府長及び統合新領域学府長のうちから総長が指名する者 1人
- (4) 医学研究院長、歯学研究院長、薬学研究院長及び病院長のうちから総長が指名する者 1人
- (5) 生体防御医学研究所長、応用力学研究所長、先導物質化学研究所長、マス・フォア・インダストリ研究所長、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所長、附属図書館長及び情報基盤研究開発センター長並びにセンター群協議会の議長のうちから総長が指名する者 1人
- (6) 事務局長
- (7) その他総長が特に必要と認める者 若干人

2 前項第2号から第5号及び第7号までの委員の任期は、2年の範囲内で、それぞれ総長が定める期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員は、総長が任命する。

(委員長)

第4条 大学評価委員会に委員長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は、大学評価委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 大学評価委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 大学評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(委員以外の者の出席)

第6条 大学評価委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
(総長の出席)

第7条 総長は、大学評価委員会に随時出席し、審議に加わることができる。
(部会)

第8条 大学評価委員会に、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じて部会を置くことができる。
(部局評価委員会)

第9条 大学評価委員会に、第2条第1項第4号の組織における教育研究等についての評価（以下この条において「評価」という。）を行わせるため、部局評価委員会を置く。

2 部局評価委員会は、前項の組織ごとに置くものとし、その体制及び運営に必要な事項は、各組織が規程で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、必要に応じて、第1項の組織に置く教授会等において評価を行うことができる。
(内部質保証の体制)

第10条 大学評価委員会は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況に関して、自ら行う点検及び評価の実施並びに内部質保証に係る事項について、次表の左欄に掲げる当該事項の区分に応じて同表の右欄に掲げる委員会に対し、その実施を促すとともに、当該実施結果について報告を求めるものとする。

区分	委員会名
教育	教育企画委員会
学生支援	国際交流委員会
	障害者支援推進委員会
	学生支援委員会
学生受入	入学試験実施委員会
施設設備	キャンパス計画及び 施設管理委員会
	情報政策委員会
	附属図書館商議委員会

2 大学評価委員会は、前項の報告内容について検討を行うものとし、必要に応じて、前項の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる各委員会委員長に対し、指摘、助言又は指示を行うものとする。

3 内部質保証に関し必要な事項は、大学評価委員会又は第1項の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる委員会の議を経て、別に定める。
(事務)

第11条 大学評価委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、企画部企画課において処理する。
(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、大学評価委員会の運営等に関し必要な事項は、大学評価委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和3年11月11日から施行する。